

# 【資料 1】

(案)

## 令和 2 年度 第 2 回 甲賀市市民参画・協働推進検討委員会 会議録 (概要)

【日 時】 令和 2 年(2020 年) 1 1 月 3 0 日 (月) 1 6 : 0 0 ~

【場 所】 甲賀市甲南第一地域市民センター 3 階 会議室

○出席者

委 員 出席委員 1 2 人、欠席委員 0 人 (資料添付の名簿参照)

行 政 事務局

(柚口次長、出嶋課長、築島補佐、北野係長、吉田主査、呉竹理事員)

傍 聴 2 人

○会議内容議題

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 第 1 回会議 議事録案について

(2) 提言書に対する市の取り組みについて

(3) 市民参画・協働推進に係る実施計画の検討について

① 甲賀市まちづくり基本条例の確認

② 実施計画の検討

### 1 開 会

○事務局

皆様こんにちは。只今から、甲賀市市民参画・協働推進検討委員会第 2 回の会議を開催させていただきます。

まず初めに甲賀市市民憲章のご唱和をお願いいたします。ご起立いただきまして、私のあ・い・こ・う・かに続いてご唱和をお願いいたします。

#### 【市民憲章の唱和】

ありがとうございました。ご着席ください。

それでは開会にあたりまして中川委員長よりご挨拶をお願いいたします。

### 2 あいさつ

○中川委員長

皆さんこんにちは。今日もまた皆さんご多忙のなかをご出席賜りありがとうございます。甲賀市市民参画・協働推進検討委員会の第 2 回会議です。前回も申し上げましたように、これまでどちらかというコミュニティ系のいわゆる自治振興会制度の安定性を求めるというか、あるいはその理解を深めていくということに多分に注力してきた過去の 1 年でしたが、今後は参画と協働ということをベースとした NPO 活動、市民ボランティア活動を含めた活動まで、エリアを広げて計画のウィングを伸ばしていきたいと申

上げましたところ、行政においてもその方向に向けての会議運営に歩調を合わせてくださることになりました。そのような意味でご協力をお願いしたいと思っておりますが、かと言ってコミュニティの関係をなおざりにするつもりは全くございません。制度的に深まり、かつ安定し活力を増やしていただく、関心の一番大きいところですので、どうかその辺はご心配なくお願いします。

では早速、今日の議事に入っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

#### ○事務局

委員長ありがとうございます。続きまして総合政策部次長よりご挨拶を申し上げます。

#### ○総合政策部次長

あらためまして皆さんこんにちは。大変お忙しいなか、また大変お出にくい時間帯にお集まりいただき、誠にありがとうございます。また、平素は市政各般にわたりご理解ご協力をいただいておりますことをこの場を借りして厚く御礼を申し上げます。

さて、明日から師走ということですが、残念ながら新型コロナの第三波の感染拡大が全国的に拡大しております。一波、二波と、区・自治会、それから自治振興会、そしてまた市民活動をされている皆様方には大変なご苦勞をおかけしてきました。その中であつてこの第三波の感染拡大には非常に心配をしているところでして、本市といたしましても引き続き感染拡大防止に取り組んでいるところでございます。

また皆さま方におかれましても、日頃の感染予防、マスクまた手洗い、咳エチケットの励行・徹底へのご理解ご協力を、この場をお借りしてお願いいたします。

さて、現在、市議会の12月定例会が開催をされております。議員の皆さま方からは、代表質問や一般質問で人口減少、そして少子高齢化の中での、持続可能なまちづくりについて、多くの質問をいただいているところです。そのような意味で、この委員会でも様々なご意見をいただき、協働のまちづくりをさらに進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

本日の会議につきましては次第のとおり、平成31年3月の提言書に対する市の取り組み方針や、前回の会議でいただきました、まちづくり基本条例に係る実施計画の検討について、担当課より説明をさせていただいて、様々な角度からご意見をいただきたいと思います。限られた時間ではございますが、どうか忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。開会にあたりまして一言お礼と、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○事務局

それではこの後の議事については、本委員会設置要綱に基づき、中川委員長に議長として進行いただきます。よろしくお願いいたします。

#### ○中川委員長

それではあらためまして、よろしく申し上げます。本日も円滑な議事運営に心がけるつもりですので、皆様のご協力、ご理解をお願いいたします。まず第1番目の議題、第1回会議議事録について、ご説明申し上げます。

### 3 議 事

#### (1) 第1回会議 議事録案について

##### ○事務局

それでは第1回議事録案について、資料1をお願いします。第1回目の市民参画・協働推進検討委員会の会議の概要となっております。開催日は9月29日、第1回の会議でございましたので、議題は委員長、副委員長の選出、そして議事は、まず会議の公開について、こちらにつきましては、会議の傍聴、及び議事録の公開を決定いただきました。2番目は平成29、30年度の開催結果について、7つの提言書の振り返りと、その後の取り組みの報告をさせていただきました。

次に(3)の令和2・3年度の開催計画ということで、特に提言書を含めた中で、冒頭委員長のご挨拶にありました市民参画・協働推進の仕組みづくりについて意見交換をしていくという方針を定めていただきました。なお、本日につながるお話ですが、まちづくり基本条例のセットとなる実施計画について、次回から検討していくということで会議を進めていただきました。

各委員の発言は、公開ということになりますので、この議事録は第2回の会議のご案内に併せてお送りしました。本日は承をいただきましたら明日にでもホームページでの公開の手続きに入りたいと思います。

##### ○中川委員長

ありがとうございます。議事録について、ご自分のご発言箇所はしっかりと見てくださっているものと理解しておりますが、あらためて発言趣旨が違うとか、言葉の中身や漢字が間違っているとか、ご指摘いただきたいと思います。修正等のご要望はございますか。

それでは、この2、3日前までなら何とかかなと思いますので事務局までお申し出ください。一応、会議録の資料は原案通りということで、暫定了承といたします。

それでは次の議題に入ります。まず提言書に対する市の取り組みについて、事務局からご説明いただいて、後ほど皆さんからご意見を賜りたいと思います。よろしくをお願いします。

#### (2) 提言書に対する市の取り組みについて

##### ○事務局

提言書に対する市の取り組みについては、報告という位置づけになります。資料2、こちらについては、第1回の会議の時に委員の皆さまに説明させていただきました。その上で、市民参画・協働推進検討委員会の開催内容を議会で所管いただいている総務常任委員会に説明しております。

その時は口頭での説明でしたが、文字化、資料にして提出するように依頼がありましたので、本資料を作成いたしました。

提言書は委員会から提出いただいておりますので、今後、議会に出す前には委員会の皆さんに見ていただいた上で、議会の方に提出させていただきたいと考えております。

1番目につきましては、自治振興会に関係する職員に対し、手引きの周知をしっかりと

と進めてまいります。また自治振興会との意見交換をもとに、まずは、事務経費の確保、弾力化ではありますが、緊急的な課題でもありますので、取り組むこととしております。

2番目の自治振興会の範囲です。こちらにつきましては基本的には現状維持といたしますが、必要に応じて検討も進めてまいります。なお、地域カルテの活用を含めてエリアの明確化につなげてまいります。

3番目の自治振興会と区・自治会の関係は、まちづくり基本条例をもとに、自治振興会と区・自治会の位置付けや役割の明確化の発信に努めていきたいと考えておりますし、まちづくり基本条例、ならびに地域共生を含め、これからの地域づくりである小規模多機能自治の重要性について発信を行ってまいります。

4番目の自治振興会の市民への周知ですが、こちらにつきましては、3番目と同様に小規模多機能自治の重要性について発信を行います。また人材育成につながる市民参加型のフォーラムや研修会の開催などを進めてまいります。

5番目の自治振興会によるコミュニティビジネスの取り組みについては、自治振興会を対象とした指定管理制度の導入を含め、市事業のスライド化を進めて行くということになります。

6番目の地域マネージャー支援につきましては、地域支援をさらに進めていくために、マネージャーのスキルアップに努めてまいります。なお、他の自治体の動向を参考に、業務執行体制の整備を行ってまいります。

最後、7番目の地域市民センターの位置付けについて、こちらは5番目とリンクする形になりますが、やはり活動拠点が一番大切ですので、地域活動拠点の整備という考えで、こちらも指定管理者制度の導入を進めていく方針でいきたいと思っております。

内容は以上になりますが、ご指摘等ございましたらお願いしたいと思っておりますし、その上で議会のほうに提出したいと考えております。

#### ○中川委員長

ありがとうございます。これにつきましては2年以上にわたって議論してきた中身をまとめていただき、提言書にしたという経過があります。一部の委員が入れ替わっておりますが、どの委員もこの結果についてはご承知かと思えます。

個別にご意見を賜る前に一番ご苦勞をいただいた副委員長にコメントをいただいて、皆様のご意見を賜りたいと思えます。

#### ○西村副委員長

市の取り組み内容については、具体的なアクションをどうしていくかということ、もう少し見える化してほしかったと思えます。既に提言をして、今年から本当はアクションのはずなのですが、ちょっと鈍いような気がしています。アクションを早くしてほしいということです。よろしく申し上げます。

#### ○中川委員長

この提言の扱いは議会に報告されるということですが、これは報告事項でございますので、今後に向けた希望と申しますか、あるいはご要望、ご意見等があれば、賜りたいと思えます。全員発言いただければよろしいのですが、順番は任意でよろしいでしょうか。

○吉田委員

議会へ報告されたということで、ある程度確定している話だと思いますが、まちづくり基本条例を含め、これまで甲賀市内の条例制度等々をつくられるときに、自治振興交付金の制度もそうですけれども、5町が合併しておりますのでバラバラで、その考え方もバラバラで、整理を全くしないままに進めているという形に、今はなっているように感じています。

こういう提案をしていく上でも、先に5町の違いやずれをしっかりと把握した上で進めていかないと、声の小さいところは、そのままかき消されてどこかと併せられてしまうということになります。できるだけその辺を説明していただきたいと思います。

特に、まちづくり基本条例には、区・自治会、自治振興会が併記されています。同じ章の中に書かれていますから、その中で複数項に分かれているのも、しっかりと整理をしてからの方がよいのではないかと感じています。そうでないと間違った形、合わない形で伝わって団体のルールが出来上がっていくことになるので、その辺の調査をあらためてしていただければと思っています。

○三上委員

特にないのですが、3番の自治振興会と区・自治会の関係について、その取り組みとして、役割の明確化と書かれています。その辺をもう少し、地域の区・自治会に分かるようにお願いしたいと思います。

○中川委員長

それはもう全国共通の課題みたいですね。

○本馬委員

既に言われたことと重複するかもしれませんが、甲賀市内でも合併した後の地域性というのは様々です。水口とそうでない山間地等もありますので、今は大枠のテーマというか、取り組みの概要としてあげていただいておりますが、一律な取り組みというのではなく、地域の課題に合った形の具体的な取り組みというものがもう少し見えてくると、私たちもイメージしやすいのかなと思います。お願いします。

○波多野委員

小規模多機能自治の重要性について発信を行います、というのが3番と4番にありますが、一般の人には、小規模多機能自治という言葉自体に馴染みがありません。多分、見た時点で「小規模多機能自治って何」、という感じになり、自分に関係のない事と思われる可能性が高いと思いますので、難しい専門用語を使わずに、もう少し一般の人でも分かりやすい形で発信いただけたらと思います。

○安達委員

私も波多野委員と同じですが、私は発信の方法についてです。世代によって、発信するもの、見るものが違いますので、例えば、世代が上の方なら回覧板などを見られますし、若い方にはSNSで発信されると届くかと思います。

フォーラムもあまり堅苦しいものではなく、誰もが参加しやすい柔らかい、フラット

な感じのものだと、参加しやすいと思います。

#### ○池田委員

先日、私の近くで、「自治会、組入りしなければゴミを捨ててもらおうと困る」、という話をされていました。これは例ですが、そういったことが市民の一番わかりやすい部分です。誤解なのか、周知ができてないのか、これからされないといけない部分だと思えます。

そういうことでいうと、説明会をして終わりではなく、何かの指標やアンケート結果なり、ちょっとインパクトを与えないと伝わらないと思います。説明した結果、どう影響を与えたかということが大切です。

ホームページにも区のことはきちんと説明してあるし自治振興会のことも出ていて、両方とも市の立場としては重要だというスタンスですが、これから考え方が変わっていくということをしかりと伝えなければならないと思います。

#### ○澤委員

5番目のコミュニティビジネスの件については、前回少しお話をさせてもらいましたが、あまりにも漠然としています。うちではやはり行政とともにやっていくものと思っており、幸い今、そういうチャンスがたくさん生まれておりますので、行政や議員さんと一緒に、何か面白いことが出来るのではないかと、話し合いをしています。

ただ、こういう展開はどういう法律に従えばよいのかなど、まだ勉強不足ですが、中川先生がいつもおっしゃるように、コミュニティビジネスというものをどうやって展開するか、手探りですがそろそろ始めなければならない時期だと考えていますので、しっかりと取り組んでいきたいと思っています。

#### ○田中委員

ポイントを絞ってお話させていただくと、4番の自治振興会の市民への周知ということで、これは市への提言というよりも、実際には自治振興会に対する提言という解釈をしています。これについては綾野自治振興会も重点的な項目としていますので、市とも話し合いをさせていただきますが、自治振興会自身が、頑張らなければなりません。難しいことですが綾野自治振興会としてはそういう考え方をしています。

何回も言いますが、区・自治会の構成員比率が少ないということから、どうしても区・自治会に入っておられない方への周知というのが一番の問題になります。その点を重点ポイントとして、重視していきたいと思っております。

#### ○中島委員

地域マネージャーがおられます。地域マネージャーの業務は、これからの課題もあると思いますが、行政の人間でありますから、地域現場のことを行政に伝え、また行政の思いを地域、あるいは振興会に伝えることです。

そもそも現場の状況はエリアによって違いますので、逆に言えば、行政はそういった方々を使って、できるだけリアルに現状を把握する。基本的な方針を出し、よりわかりやすく説明しようと思えばよりリアルなデータと現状を知らないといけないと思いますので、それが必要かと思えます。

地域マネージャーとはカルテの話は何度もしていますが、カルテは作っただけではなく、その地域で活用できたかどうかということが非常に大事です。行政に出すことが目的ではありませんので、そういったことを考えると地域マネージャーはますます忙しくなるのではないかと思います。

先日も、国際交流協会の関係で水口の地域マネージャーに集まっていたいて、局長から多文化共生の話をしてきましたが、その際に地域マネージャーには資源というプラスの部分と、課題という負の部分の両方を把握していただきたいとお願いしました。先ほど言われたごみの問題にも入っていかないと、我々振興会があまり知らない部分もありますので、教えてくださいとお願いしました。こういったことも地域関係で重要な事の一つだと思います。官民がもっと情報をやりとりしながら、共有していかなければならないと思います。

#### ○中川委員長

色々いただきましたご意見に、むしろ課題がまだまだ残っているという感じですし、これについては、副委員長の西村さんがおさえられたことと、ほぼイコールかと思えます。

今いただきましたご意見のうち、もう少し事業成果のコメントもいただいたほうが、皆さんも納得されるかもしれませんが、その中でコミュニティビジネスの取り組み、澤さんからありましたけど、各地域振興会において、資金獲得をしていくうえで非常に大きなファクターになっていると思いますが、お隣の東近江市では既に次のステップに入っていると聞いていますので、副委員長にご紹介いただきます。

#### ○西村副委員長

東近江市では、コミュニティセンターを指定管理にして、実費弁償方式で、収益事業ではない形の運用をしています。今年、来年度の契約更新でこの実費弁償方式を外すみたいです。

今日、東近江市のまちづくり協議会の会長とコミュニティセンターの館長、職員向けの研修会があり、講師をします。その中では実費弁償方式を外した場合、中期事業ができるようなまちづくり協議会があった場合のまちづくりの展開をお話させてもらい、コミュニティビジネスの事例などを紹介しようと思っています。多分そういうコミュニティビジネスができるような状態に、東近江市のまちづくり協議会は来年度から進んで行くということです。既に2つのまち協は実費弁償を外しておられますので、澤さんもぜひ一緒にコミュニティビジネスをやっていただきたいと思います。

#### ○中川委員長

指定管理者制度を導入しておられると思いますが、利用料金制度の導入ということをよく言われます。あるいは収益事業の導入、例えば、空いている時間、空いている部屋を一定の料金で貸し出すとか、その場所、時間使って自分の事業を起こしてもよいということです。

今おっしゃった実費弁償方式というのは市の方で一定の基準単価を決めていて、そのとおり仕事してください、その契約の金額以上は持てません、という方式です。だから節約する以外に儲けが出ません。下手に節約すると節約し過ぎた分をまた減らされるから、

働くというインセンティブの割にやらされ感が強いのでこれではいけないということでそろそろ見直しに入ったのでしょうか。東近江市の場合は、コミュニティセンターを全部まち協に任せる方向です。

このようなコミュニティビジネスの方向に資するため、市行政の側としても用意をしていただけたらと前に申し上げたかと思いますが、やはり自治振興会などにお願いできるような委託事業のメニューリスト、あるいは指定管理に移していける施設の予備候補みたいな、今すぐは出来ないけれど将来皆さんが了解するなら渡しても結構です、といった構想やリストを出していく必要があるのではないかとということをおし上げておきます。

これについて、私はすでに草津市でも申し上げているし、東近江市やお隣の伊賀市、名張市でも申し上げています。まずそのメニューリストを出してください。そして自治振興会のほうで、これなら出来るというものに手を挙げてもらう。兵庫県朝来市では住民自治協議会のエリア内にある小さな公園の管理や低木の剪定、草むしりなどを全部委託料として払われています。

その代り、地元の造園業者は公木の剪定の方に特化していかなければならないので、その辺との話し合いや、シルバー人材センターとの話し合いも必要だと聞いています。そういう交通整理も発生しますが、何かメニューがあるはずですよ。それをご用意いただけたら嬉しいと思います。

#### ○吉田委員

うちの地域では、公園の管理を有償指定で受けられないかどうかという検討をしていますが、どうしても制度の点と線に阻まれるといいますか、かなり難しい。

あと、まる一むも含めてですが、貸館の指定管理を受けた場合、他の自体もそうですが、甲賀市では社会教育施設や類似施設も含めて、かなり減免措置が適用されますので、3名集まって団体を作ったら減免措置等により、貸館自体に対するコミュニティビジネスというのが成立し辛いということを感じています。

これはかなり前から言っています、まる一むの懇話会というところで話をしています。確か去年、一昨年12月には甲賀市の方から答えを出すとのことで回答をお待ちしていましたが、現状ではその答えが出てきていません。結構難しい感があると思っています。

#### ○中川委員長

前向きな話に持って行きたいと思っていますが、今日はコミュニティの話ばかりではないので、この辺りにします。

今のコミュニティビジネスに関するメニューリストの作り方については、当方と副委員長ベースで持っている知識の範囲で申し上げます。いろんな地域で言われていることですが、行政にとって、「それをやってくれたら助かるよね」、という仕事がいっぱいあると思いますので、そういうもの交付金としてお渡しするやり方があります。

例えば、留守家庭児童会が学校区単位で受託している学童保育、保育士の資格持っている人がいて、看護師もいるし保健師もいるから、その人らでチーム作ってやられています。これは今もやられて、人気があるので別の学校からもやって欲しいと話があり、別の地域づくり組織の縄張りを犯すようなことになるが大丈夫か、という相談を受けたこ



ともあります。

今言ったような公園の管理などが一般的には多いですが、他にも見守りネットをつくる時、民生児童委員がお持ちの災害時の要援護者リストに載っている方を、いざというときにどのようにお助けするかというネットワークをつくる作業について、1 ケース当たりこれだけのお金を出します、という自治体も出てきているように聞いています。そうすると民生委員だけが名簿をもって右往左往する話じゃなくなってきましたよね。地域も負担を被るだけじゃない。交付金に反映されるというインセンティブということです。

ごみの問題にしてもしかり、防災防犯にしてもしかり、それぞれ全部、活動の単位に対してこれだけのお金が出ますという予算運用をしていくという、行政側の住民自治活性化のための予算改革、財務改革も必要になってくるということを申し上げておきたいと思います。

この件について、他にはよろしいですか。

#### ○山川委員

提言された7つの項目については、2年間頑張って提言されたと思いますが、私も、自治振興会の立ち上げをやってきました。自分たちの地域のまちづくりは自分たちの考えと、限られた財源の中でやっていく、それが自治振興会の役目だと思っています。行政側からあれをしなさい、これをしなさいと言われるのは自治にはならない。当然、区長もその役目として、敬老会あるいはグランドゴルフ、新年会、子どもたちの遊び等々、限られた区活動費の中でやっています。そういう中で、「市はどうなんだ」と言われているわけですが、あまり市民からあれやこれやと言われると、参画、協働検討するのがものすごく狭くなってくのではないのでしょうか。

今おっしゃったごみ問題にしても、その方は市民ですから、当然税金を納めておられるので、どのごみ集積場に置いてもいいという考えもあるし、権利の適応という話にもなるのではないのでしょうか。

小規模多機能自治の重要性っていうのは、今あらゆる面で、特にこれからは福祉の面で、高齢化、そして少子化、独居老人、いろんな福祉の問題がまちづくりに関係することから、今後、我々の検討委員会がどのように計画案を出していくかというところが、問題ではないかと思っています。

#### ○中川委員長

山川委員さんのおっしゃる問題意識の細やかさや奥深さ、それから吉田委員がおっしゃる各地区の成熟度の違い、文化の違い、あるいは抱えている課題のばらつき、これらについては、この委員会で一度期にこなすことは、私は無理だと思っています。

それはより実践事例を進めていく中で、最低限のルールは設定しているけれど、地域ごとの特出課題に応じた知恵が集積されていく、その中で制度が成立されていくという発達過程を経ていただくしかないと思います。それを除いて全部ルール化するのはかなり難しいし、全国の自治体でもそれができている自治体はおそらく無いと思います。

お隣の伊賀市はそれをしようとして、結果的に手足を縛ることになり、協議会を窒息させてしまう危険におちいりました。なので、ある程度やっていきながら、こんなことが出てきたけど、これどうすればいいの、となったときに、動きやすい制度で、初年度、2年度、3年度と乗り切ってきたのだと思います。ですので、それについてはまた別途にで

すね、やっぱりきちっとしなあかん、もっと精密にやらなあかんとなったときに、この委員会の中で、もう一度小委員会を作る必要があるかもしれません。それだけ心得ていただいてはどうでしょうか。

前に一度、西村副委員長にお世話いただいて小委員会を動かしましたよね。ああいうふうに、もう一度動いてもらったらいいかも知れません。そのようにご承知おきいただいたらどうでしょう。

これは報告事項ですので、次に移っていきたいと思います。

それでは、次は市民参画・協働推進にかかる実施計画の検討に入っていくことになっております。そのためには、核となる条例、甲賀市まちづくり基本条例がありますと。まちづくり基本条例の中に区や自治会、自治振興会、NPO活動、市民の活動、その基本的な行動規範である参画の原則、情報共有の原則、協働の原則、みんな書いてあります。まちづくり基本条例を確認した上で、実施計画をどのように展開させていくかということの、提案をいただきたいと思います。説明をお願いします。

### (3)市民参画・協働推進に係る実施計画の検討について

#### ①甲賀市まちづくり基本条例の確認

#### ○事務局

それでは資料3にあります甲賀市まちづくり基本条例、こちらの資料に基づいて、甲賀市まちづくり基本条例についてご説明をさせていただきます。

甲賀市のまちづくり基本条例は平成28年の4月1日に施行されまして、その内容はここに書かれていますように、市民、議会、市行政が連携協力してまちづくりを進めていくための基本的なことを定めたものであります。

当市はまちづくり基本条例という名称ですが、全国的には自治基本条例という名称が多いと思います。

一般的には、その地域課題への対応や、まちづくりを誰がどんな役割を担ってどのような方向で進めていくのか、といったことを文章化したもので、自治の主体を市民として、地域の自治組織が実際の事業に参加する権利、あるいは住民投票制度、そういったものを掲げております。

全国の制定状況を確認したところ、NPO法人で公共政策研究所の調査では、2020年の4月1日現在で、全国で391の自治体が制定しています。先ほど言いましたように、その名前は自治基本条例というのが多いのですが、当市と同じ、まちづくり基本条例という名前や市民参画まちづくり条例、市民協働のまちづくり条例、みんなのまちづくり条例など、実際には様々な名称をつけられています。

始まりは、平成9年に制定された大阪府箕面市の理念条例だとか、あるいは平成13年の北海道ニセコ町のまちづくり基本条例だとか色々な意見がありますが、全国の自治体の22%弱の団体で制定されていると言われております。

自治基本条例は、住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例で、自治体の憲法とも言われていますが、多くの自治体ではこの自治基本条例を、自治体の最高法規と位置付け、条文にて最高規範性がうたわれています。

2ページをご覧くださいと思います。ここでは、なぜまちづくり基本条例が必要なのかということで、その必要性が書かれています。

大きく2点としまして、1つ目に地方の時代とあります。中央集権的な行政の在り方を見直して、国から地方へ権限や財源の移譲を進めた地方分権一括法が2000年に施行されました。中央集権から地方の時代に変化する中で、各自治体の自立が求められるようになり、それぞれの地方においても自分たちのまちづくりは、自分たちの責任で決定して進めていく、自己決定・自己責任のもとで自治体を運営するというものであり、甲賀市もその個性や特色を生かして、住みよい元気なまちをつくってほしいと、この条例を制定しました。

2つ目は社会の変化です。人口減少、少子高齢化が進行してライフスタイルが変化しているということです。市民のニーズや価値観がかなり多様化してきており、市行政が市民皆さんの多様なニーズに応えきれなくなっている現状があります。

様々な地域課題を解決するためには、そこに住んで、地域に精通されている皆さんならではの解決策が求められています。ということで、行政がこれまで単独で担ってきたことを、NPOやコミュニティ組織、民間企業など、多様な主体と連携協力して、新しい公共とも言われていますが、この新しい公共を担う各主体の役割と責任を定め、まちづくりのベースとなる理念、考え方、役割分担ルールを設ける必要があるということで、まちづくり基本条例を制定することとなりました。

まちづくり基本条例ができると、市民、議会、市行政の全てが、まちづくりの担い手としての役割と責任を持って甲賀市の未来に向けて積極的に行動することとなります。

それから市民は市政に関する情報を知る権利、協働してまちづくりに関わる権利を有するようになります。ということで、下にQ&Aの形式で、まちづくりについて説明をさせていただきます。

次3ページをご覧くださいと思います。ここでは、まちづくり基本条例におけるキーワードの一つ、協働について、みんながつくる住みやすさと活気あふれるまちづくり、協働によるまちづくりを進めるための、3つのポイントがあります。

まず1つ目は情報共有ということで、市民、議会、及び市行政はまちづくりに関する情報を互いに提供し、共有するとともに、その情報は、市民共有の財産であることを認識し適正に管理します。

2つ目は、市民参加です。市民それぞれの立場を尊重しながら、まちづくりに関心を持って積極的に参加いただけるよう努め、市行政は市民より得られた提案や意見をまちづくりに反映させるよう努めます。市民の皆さんの市政への参加機運を醸成し、自主的な参加が望まれるように、議会と市長はより参加しやすい環境整備に努め、その運営にあたっていくということです。

次に3つ目は信頼関係です。市民、議会、市行政は相互に信頼関係を築きながら協働によるまちづくりを推進し、それぞれの役割及び責務についても理解して、それぞれの立場を認めながら信頼関係の構築に努めるということです。

次に甲賀市のまちづくり基本条例の特徴として、まず1つ目は、市民の意見を反映して作りました、ということです。どういうことかと申し上げますと、条例は通常、市役所が条例の案を作って、議会へ提案します。市民の意見も聞きますが、正直、かなり行政主体で作成しますが、このまちづくり基本条例は、自治基本条例策定委員会という委員会を設け、条文の中身をそこで検討していただきました。21回にわたる委員会を開催してみんなで考えて作ったということでございます。

それから子どもの権利を定めていることや、区・自治会、自治振興会を条文に位置付け

ているというところでございます。

4 ページと 5 ページには条例の全文を掲載しています。甲賀市まちづくり基本条例は、前文から始まり、第 6 章 条例の実効性の確保まで、31 条から構成されています。これも、全国の自治基本条例等に関わる特徴ですが、普通の条例ですと「で、ある調」といった表現ですが、本市のまちづくり基本条例は「です、ます調」ということで、条例にはあまり使わない表現を使用しております。

資料に基づいた説明は以上ですが、甲賀市は平成 23 年度に自治振興会が発足しまして、市民、区・自治会、各種団体、民間企業など様々な主体が関わってまちづくりを進めています。自治振興会によるまちづくりが一定の実践を経て、この甲賀市まちづくり基本条例ができたという流れになっています。

このまちづくり基本条例ですけれども、かなりのやり取りをして作成されました。先ほどみんなで作ったと言わせていただきましたが、この委員会の中にも自治基本条例策定委員会のメンバーがおられます。まず最初は甲賀市の良いところや、合併したことによる利点や弱みなどをワークショップを交えながら洗い出し、市職員の自治基本条例策定庁内作業チームと話し合いをしていただき、旧町ごとにタウンミーティングやパブリックコメントを経て、今の条例が整備されております。

この条例を元に、甲賀市に住んでよかった、やっぱりこれからも住み続けたい、といえるまちづくりをみんなで進めていきたいと考えております。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしく申し上げます。

#### ○中川委員長

はい、ありがとうございます。

今ほど説明がありましたように、この委員会が扱っている課題は、まちづくり基本条例に書かれているところの、参画・協働の原則に基づいた、第 4 章のまちづくりを推進する仕組みを所管している、とご理解いただいたらいいと思います。よろしいでしょうか。ですので、区・自治会や自治振興会のあり方についてはもちろんですが、協働によるまちづくりや、市民活動、住民投票は今回は直接議論はないと思いますが、ここまでが所管事項です。

前回からお話ししておりましたのは、過去 2 年間、足掛け 3 年近く、区・自治会及び自治振興会のあるべき姿、喜ばれる姿を議論することに本当に集中してきましたが、その一方、協働によるまちづくりや、市民活動はほとんど議論できてない。まさに弱点になってしまっているので、この問題をきちんと議論していきたいということと併せて、できたら自治振興会の活動に対して NPO やニューカマーというか、オールドカマーに対して新しい世代が関わってくるそのボランティア活動の芽とか、そういうものを可能性として開く議論をしてもらえないかということです。

まちづくりは若者、バカ者、よそ者という 3 点セットでできるという諺があるように、甲賀でもよそ者の立ち位置や視点があると思います。旧町ごとに違うということです。例えば信楽から見たら他の 4 町の人はいそ者に見えるかもしれないし、私なんかむしろ甲賀以外の地域から来ているので、広い意味でのよそ者です。でもそういうよそ者の視点が入らない限り、なかなか新しいまちづくりができないんです。ということから考えると、もう少しダイナミックな市民活動の視点の議論が必要ではないか、というのが後半の計画づくりに向けた、実施計画検討に向けた視点です。実施計画の検討について

の議題ですので、骨子みたいなものが出されていますから、早速それをご説明いただいでご意見を賜わろうと思います。

## ②実施計画の検討

### ○事務局

資料の4ページをお願いしたいと思います。市民参画・協働推進に係る実施計画の検討について、今日は特に必要性和要点について、確認をお願いしたいと思います。

まず1の計画の必要性ですが、ここに書いておりますように、甲賀市まちづくり基本条例に基づいて、市民協働のまちづくりの施策を総合的、計画的に、また進捗管理も含めて推進していくために、関連する実施計画の策定が必要と考えております。

次に計画の概要ですけれども、詳細につきましてはこれからの議論となりますが、特に(2)の3つのポイントは抑えておきたいと思っています。

まず1つ目、計画自体は他の自治体同様に、市が策定するという事です。①にありますように、特に甲賀市市民参画・協働推進検討委員会委員の皆様と連携し、色んな意味で協力いただきながら計画を策定していきたいというのが一つです。

2つ目は、原点に戻る話ですが、まちづくり基本条例、羅針盤である総合計画、これとしっかりと連動していくこと、これも絶対外せないところです。条例があってそれを推進していく実施計画、これとリンクさせなければなりませんので、そこは抑えていきたいというのが一つです。

あと時間目標は委員の皆様任期です。年度で言いますと令和2・3年度になりますので、時間目標としては、令和4年3月、令和3年度末の策定を設定したいと考えております。

(3)の計画の構成につきましては、あくまでイメージということでご了承いただきたいと思ひます。現段階でこれは骨組みの一例、参考として押さえていただきたいと思ひます。

計画の流れとして、まず策定の趣旨があります。なぜ策定するのかという趣旨、位置付け、そして期間、詳細についてはこれから調整していきます。

2ページ目の上の方にいきまして、各主体の現状と課題、当然ながら計画目的があつて、まず、どういう課題を抱えているかということが必要です。

(2)は課題解決に必要な仕組みです。どのような手段が考えられるのかを検討し、そこから3番目の基本方針、基本的な考え方である基本理念、各主体の役割、それぞれの位置付けをしっかりと抑えていきます。その上で、4番目の基本施策、ここでは各ジャンルの仕組みづくりを他市町の例を参考に青い丸印で9つあげております。紫の文字は今現在、市が行っている事業等です。また、策定するにあたって必要だと言われている事業も、この4番目の基本施策に入れ込んでいくイメージです。

あと、計画の目標や指標、推進体制、当然ながら評価の仕組みといった項目で計画づくりを進めていきたいと考えています。

以上、本日この資料をご協議いただいで、ご承認を賜りましたら、市としても推進体制を整え、次回の会議から皆様に詳細についてご協力をお願いしたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○中川委員長

この検討案自体はさほど固まったものではないと私は理解しています。まだまだ皆さんのご意見をいただきながら、加筆修正というか、その方向性もこれだけでは内容が足りない、足していかなければならないと思いますので、何なりとご要望といたしますか、ご意見述べていただきたいと思います。

○中島委員

私が代表を務める国際交流協会、切り口は外国人ですが、これもまちづくりをベースとしている。それから、社会福祉協議会の方では地域福祉計画でご近所福祉を地域展開されている。2つの大きな団体、組織を例に言いましたが、多文化共生の視点や福祉の視点を私たちもある程度理解し、それをもってこの委員会ですらどういうことを準備していくかということが、計画づくりを進めていくうえで重要になると思います。少なくともそういう視点があつたほうがいいと思います。

○中川委員長

今出されているこの骨格自体、私はまだ相変わらずコミュニティ政策、あるいは地域振興会政策中心にシフトし過ぎているという懸念を感じているのと、もう一つ、中島委員が所管される国際交流の視点、多文化共生という視点も抜けているとは思いますが。

そういう意味では、NPOの視点をもう少し強化しないと、基本計画というには少ししんどい気がします。

○事務局

ありがとうございます。本資料につきましては、あくまでイメージです。各委員の貴重な意見を計画の中でどれだけ展開できるかが大事なところですので、どんどん意見をお願いしたいと思っています。

○田中委員

私は自治振興会サイドからしか見られないんですが、一見して心配になることは、自治振興会は活動範囲が限られていて、先ほどの話で言えば区域を定めて、はっきりさせなければならないというお話でしたが、NPO法人とかそういう活動をされている方は自治振興会の区域に限らないんですね。そうした時に、その整理をどうするかというのが一番難しいのではないかと思います。

例えば、全く学区外の方で自治振興会活動をおやりになろうとしたときに、自治振興会としての活動に値するのか、という問題が出てくるのではないかと思います。

○中川委員長

ちょっと言葉を足させてもらっていいですか。非常に大事な論点整理となるご提起をいただいていると思います。

自治振興会は区域に立脚して活動する組織である。そして、NPOやボランティア集団は区域にこだわらない、全くその通りです。だから自治振興会サイドからNPOとの接点は持てない、というのは、これ間違いなんですよ。

例えば災害対策訓練をするときに、今、滋賀県では女性の防災という委員会が設けられていて、災害対策を議論するときに女性の視点が入ってないのは致命傷だ、それを学んでもらわなければならないということで、地域コミュニティに対する女性の人権学習を県がリーダーシップを握って広めていこうとしていると思います。女性の人権に強いNPO団体と地域のコミュニティとが協力関係に立つことは、非常に結ばれることだと私は思います。

それから、関西ではいまだに部落問題が解決していると私は思っていない。そういう点では、いわゆる被差別部落の問題を抜きにして地域政策はできないというところが近隣県でもいっぱいあるわけで、皆さんが学習をするのは当たり前のことになります。そうすると振興会単独で人権学習をするのは非常につらいので、人権の学習をちゃんとしてくれるNPOの力を借りることが、また必要となります。

高齢者問題も一緒だと思います。もっと難しいことを言えば、障がい者問題は、まさに地域コミュニティベースで学習することが本当にいっぱいあります。そういう意味で私はNPOが地域コミュニティと手を結ばなければならない、ありがたいと助け合わなければならない、そういう場面はこれからたくさん出てくると思います。

ところがコミュニティは、専門性にかかわってられません。逆に何でもやらなければならない。教育から福祉から防災から防犯安全から、「これはうちと違います」、と言えないんです。実際は自治振興会が何でも最後はやらなければならないのですが、専門性がどうしても足りない、そこを助けるのがNPOだと、こういう理解ができるように計画を作りませんか。

#### ○田中委員

ちょっと追加の説明をさせていただきますと、実際には国際交流協会の方を、言葉悪いですが、自治振興会の活動の中に取り込もうということで、国際交流協会の方にも防災の関係で呼びかけをさせていただいております。心配は、実はそのあとにあります。とりあえず取っかかりとしてはそういう形の活動をさせていただきたいと思っております。

#### ○中川委員長

むしろコミュニティはそうなさるべきだと思います。

#### ○澤委員

実施計画案の検討の件で、1、2、3の趣旨や方針はいいんですが、4番目の基本施策に例があがってますが、この市民協働事業という制度はあるんですか。今現在、生きていますか。

#### ○事務局

市民協働事業提案制度は、まさしくテーマ型NPOを対象としており、自由な発想で、公共的な課題解決に向け提案をいただければ、担当課と一緒に事業をしていただくといったものでございます。

ただ、市民協働事業提案制度の新規募集は一旦見直しということで、コロナの関係も重なり、事業展開ができていません。しかし、そういった市民協働の事業を、委員のご意

見もありましたように、もっとフラットに、気軽に提案できるような仕組みにしていきたいと思っていますし、皆様のご意見をいただき、より良い制度にしたいとも考えております。今の時点では協働事業提案制度はありますが、見直す時期であると考えておりますので、この委員会の中でご意見をいただきたいと思っています。

#### ○澤委員

またご提案させていただきたいと思います。

私も振興会の会長をしていますが、以前から話に出ている自治振興交付金の使途について、今年はコロナで各振興会の活動が概ね中止となり、資金的には余裕が出ている振興会が多いと思います。2年前ですか、この委員会でお話がありましたように、自治振興交付金が余れば返さなければならないので、できるだけ消化するというご意見を聞いておりました。自治振興会は事前に計画書を出していますが、前回、吉田委員さんから自治振興会によって使い方がバラバラで手引きどおりに使われてないからチェック機能が必要ではないか、というお話が出ていました。

交付金についてはやはりしっかりと担当者のほうで、チェックを入れていただいた方がよりよい振興会活動に運用できると私は考えていますので、3月に決算が提出されたときに、やはりしっかりとチェック入れていただく、そういう体制が必要かと思います。

#### ○池田委員

NPO側の立場で資料を見せていただき思ったことは、やっぱり課題解決なんだということで、そういう感覚はすごく衝撃的であります。

水口岡山城の会は、岡山城を何とかしようということで始めましたが、始めるときに、課題を解決しようとは思ってなく、全く入り口が違います。

我々は先ほどからおっしゃっているみたいに専門性が強く、エリアも限定されず、会員さんには市外の方もおられますし、やらなければならないこともなく、非常に楽しくやらせていただいています。こういう気ままなところが、いつもありがたいなと思っていて、本当に区や自治振興会されておられる方は、こういう感覚だけでは到底無理だっで尊敬しています。

しかし、例えば、若者が、最初に楽しいという視点だけで、成功するかしないかも約束されない中でも、やっているうちにそこそこうまくいってくると、そのプロセスで責任感とか存在感が生まれてきて、いろいろ考え、勉強し、分かるように成長します。なので、入口で「問題解決しませんか」、なんて言い方で若者が軽く寄ってくるのは難しいと思います。

別にNPOが楽しくて自治振興会が楽しくないという意味ではありません。自治振興会も新しい発想やNPOを巻き込んで活動されているところがすごくありますし、また私たちと協働させていただいているところもございしますが、文章の中で見る、この「問題解決」という言葉はちょっと堅苦しく、入口のハードルが非常に高いと感じます。このような視点も配慮いただきたいと思います。

#### ○安達委員

私も池田さんの意見にとっても賛成です。私もずっと、子育て応援事業をさせてもら



う中で、子育て中のお母さんたちの居場所づくりというのが私自身の居場所にもなっていましたし、とても楽しく、わくわくすることで人が集まってきて、共有できたことで活動も広がってきました。そのように楽しいニュアンスが加わるといろいろな人が関わってくださると思います。活動する中で、どのように広めていったらいいのか、活動していったらいいのかということや、資金調達をどうすればいいのかという活動支援の部分が、基本施策の4番のところに入ってくるかと思っています。

それから、まちづくり基本条例は市民、議会、市行政が連携・協力してまちづくりを進めていくためのものです、とありますが、市民の定義について、4ページの第1章総則の第2条の1号、市民は市内に居住する人、市内に通勤、もしくは通学する人、または市内で事業、もしくは活動を行う個人、企業、事業所もしくはその他の団体をいいます、と結構広い枠で定めてあります。個人事業主も入るし企業さんも入るので、その辺りも基本施策のところに入ってくるかと思ったり、それぞれの立場の方が平等で対等で、かつ課題解決だけではなく楽しく関わり合える、連携、協力できるようなところを、基本的な考え方の中に入れてはどうでしょうか。この会議も含めて、皆さんが自分の思っていることを素直に言える場はすごく大切だと思います。ニュアンスがありますが、そんなことが含まれたらいいと思います。

#### ○中川委員長

はい、ありがとうございます。これまで出てきた意見の論点整理をしておきたいと思っています。

市民参画・協働推進に係る実施計画の検討については、その大きな分類が必要だと思います。一つは、行政と住民との間の協働関係がどうあるべきなのか、ということがくっきりと出ていないことが、この話が少し右往左往する理由になっているということ。もう一つは、住民側の団体主体、集団主体をコミュニティとアソシエーションに区分すべきことです。

アソシエーションというのはNPOとかボランティア集団です。この二つは、学問的にも全く異なる人間の二大集団なので、これを一緒に議論すると話が混線してややこしい。しかし、コミュニティに対してNPOが関わってくることの有効性であるとか、あるいはアソシエーションとしてNPOがコミュニティに立脚しているということの戦略的有効性などはちゃんとある訳で、それを認め、つながりも説明する必要があります。

ただ、現在のところの議論は、コミュニティの方はコミュニティを継続していくことへの不安をかなり語られています。それに対してアソシエーション側、NPO側は、「なぜそんなに暗いの、私らもっと楽しくやりたい」と、もう見事にずれています。なぜってこれ当たり前のことです。コミュニティで一番重要な課題は安全に暮らすこと、安心して暮らすことです。楽しいとか、そんなことではありません。生きて行かなければならないのです。だから楽しいなんて話は、最初から出てこない。いかにみんなで力を合わせてやるか。

一方、アソシエーションはより豊かに、より幸福になんです。コミュニティは、事故がない、孤独死がない、犯罪に襲われない、大災害が来ても生き残れる、それが一番の目的です。この2つは截然とちがうので計画の中でも違う扱いをしてください。これはきちっと学問的にも違うわけで、全く正反対の団体です。

それとコミュニティは集団主義で、アソシエーションは個人主義です。コミュニティ

は宿命的集団で選択できません。アソシエーションは契約的集団です。ここのところは前提として、しっかりとおさえませんか。そうしないと何かしらお互いが不信感を持った話をするのは、まだ必要ないと思います。コミュニティとアソシエーションの水と油のような議論は不毛です。

コミュニティが大きくなって発達するとアソシエーションを生み出すという原理論もちゃんとあります。いかなるアソシエーションもコミュニティベースから離脱して生まれるものはありません。だからみんなコミュニティ計画が原則です。これは当然のこととしてわきまませましょう。ですので、どっかでお互いを繋ぎ直す回路を考えませんか、ということです。

○波多野委員

私の立場はそもそも個人事業主として、まちのために何かしたいとか、生きるためにこういうことをしなければならないという団体ではなく、ただ単に利益を出したいので営業しているという個人の立場です。その中でも思うことがあって、やっぱりお店には外から人を呼んできたいんです。そのためにまちのことを知ってもらう活動を何でもやってきましたが、まちづくりには地域生活のことは含まれるけど観光のことはどうなんでしょうか。今回の会議ではあまり踏み込まれていないという認識でなくても大丈夫ですかね。

○中川委員長

除外する必要はありません。

○波多野委員

私は信楽で、観光客は信楽から切っても切り離せないと個人的に思っていますが、この計画の中にはそういう視点がありません。例えばいろんな視点から意見をもらうための調査や意見交換会があったとしても、多分、私がこの委員会に所属していなければ、今回提案されているこの案の内容では、おそらく出席をしないと思いました。皆さんの幅広い意見を聞くという基本方針、基本施策にすごく制限がかかっているような感じを受けました。

ただ、外からの人を受け入れたいと言いつつ、地元、もちろん甲賀市の方も来てくださっています。課題解決とか人口減少とか、そういう固い考え方じゃなくて、もともと自分自身が地元のことを知らなかったからもう少し知ってみよう、という視点を持ってくださる方が少しずつ増えていて、私のところに来てくださっているように思っています。そういう視点から、その地域ごとのまちづくりに興味を持ち始めている方もいらっしゃるの、まだまだ意識の低い、知識の少ない人達でも参画しやすいような内容を計画に取り入れて欲しいと思います。

○中川委員長

個人でも参加できるまちづくりの回路を開け、ということですね。

○波多野委員

そうですね。

○中川委員長

コミュニティの一員であろうとなかろうと、どんなアソシエーションのNPOに参加していようかまいが、甲賀が好きやと思っただころからでも入れるような、オープンな回路が開かれている何か仕組みを作れないかってことですね。

○波多野委員

そうですね。崇高な意識がなくてもできるように。

○澤委員

結局それが振興会ではないか。長野に自治振興会ありますよ。我々に問い合わせくればって意見交換をすればいいのでは。あなたも振興会の会員ですから。我々は何してたんやと反省します。

○中川委員長

そういう感じが若い人にとってはすごく入りにくいのかもかもしれませんが、澤さんがおっしゃてるのは、開かれていますよ、怖いと思わずにいらっしゃい、ということですね。

○波多野委員

意見交換会に出られている方はやっぱり限られていて、一部の人が固定的に行かれている状態がもう常態化してしまっているんで、そこに若い人が1人でいきなりはかなん、というのが私の個人としての意見です。

○中川委員長

そのように見えていることをどうすれば打破できるか。実際はそんなに堅苦しくないと思います。イメージとしてはそうだけど。

だからそれを柔らかくしていくにはどうしたらいいか、ということも計画の中に盛り込めるかということです。

○田中委員

構えて意見交換会をしましょうというのは、そもそもおかしい。ふらっと寄っていただいて、好きなことをしゃべっていただいて、聞いてもらえる人間関係をつくるっていうことをしていただきたい。こちらのほうからは、そういう望みがありますね。

○吉田委員

そもそも自治の仕組みやベースがどうなっているのか、ということではないでしょうか。甲賀市の場合だと、例えば、皆さん自治会や区に入っておられるか分かりませんが、本来で言えば、区に全員が入っていて、全員が等しく意見が言えるのがベースじゃないですか。これは当たり前のことですよ。なのに、今も前回もそうです。2年前、1年前もそうですけど、改めて区・自治会と自治振興会の立場を見直そうなんていうのも、今の時点で言っていることがおかしいですよ。

発言ができるとかできないとか、そんな話じゃなくて、そもそも全員が一人一人、条例

とか規則とかによって権利をお持ちです。それを潰しているのが私たち自治振興会の会長なり私のような区長かもしれませんが、大きく門戸を開いて、こうした人が来てくれる仕組みを作っている区や自治振興会もある、その違いだと思います。この会議のあり方としても、その部分、先ほど飛ばしましょうと言われた領域の話なんですが、そこを飛ばすと実はこの話は、全部揺らいでしまうのではないかと思います。

#### ○中川委員長

コミュニティ政策の話と別にNPO政策、市民公益活動政策というのは、計画に存在していないからそういう意見が出てくる。だけど、吉田さんがおっしゃっているのは、そもそも条例上でそういうことができるのか、区や自治振興会をもっと信頼できる場所に位置付けるという作業が必要になると思うんです。

でも、ここは何を言ってもかなわないから。それを言うたらあかんという話ではありませんから。

#### ○本馬委員

社会福祉協議会では、先ほど中島委員さんがおっしゃったご近所福祉推進協議会、これは地域の中でいろんな活動をされている活動者の組織と、テーマ型で活動されているボランティアの方等のボランティア連絡協議会、この両方の事務局を持って関わっています。

ボランティアの皆さんはいろんな想いで活動をしておられますが、連絡協議会の活動などでは、いつも「ボランティア活動は楽しみましょう」、と伝えています。ボランティア活動の目標は様々で、自分たちが楽しみたい団体さんもあれば、人の役に立ちたい、そういう思いを持って活動されている方もおられますが、その活動はいずれも自分たちのためでもあるし、生きがいつくりでもあると考えています。

ご近所福祉活動については、地域課題というものを中心にしながら活動されていて、自分たちだけで解決ができないときは、コミュニティのボランティアグループさんに助けをもらったりして、すごく融和されているというか、つながっておられます。そういうことをコーディネートさせていただいているのが社会福祉協議会で、ご近所福祉推進協議会においても自治振興会のご意見がよくわかりますし、NPO活動や市民活動、ボランティアグループとかかわる中でも、話を聞かせていただいております。そのような立場で基本施策の中を見ますと、やはり福祉視線がなかなか見えてこないという印象です。

書き方だけの問題かもしれませんが、中島委員が最初におっしゃったように、既に活動している者も興味をもってこの計画に目を向けてもらえるような、そういう内容にしてもらえればいいと感じました。

#### ○山川委員

自治振興会はあらゆる人と一緒になって自治を進めるという考え方で出発しました。ですから若者も、あらゆるNPOの人も、団体も、一生懸命に自治振興会に協力していただきました。けれどもいつの間にかいなくなりました。

当初はそのような思いで自治振興会は出発しましたので、先ほど言われたように、今もセンターはオープンですから、だれでも入ってこられるし、いつでも来ていただければいいと思います。

基本施策は、やっぱりまちづくり基本条例が主になると思いますし、それをもとに市民が総合計画を進めていかなければならないと思います。

まちづくり基本条例の策定には、私も関わりました。「市民の声を聴く会」など、いろんなところに私たち策定委員が出向き、皆さんの声を聴きながら条例ができています。

実は私は協働という言葉があまり好きではありません。市民、議会、市長の役割とありますが、市民は税金で賄われていません。いろんなボランティアとかNPO、自治振興会とか、本当に活動している人が報酬をもらっていません。しかしながら、尊い税金、1億6,000万円の交付金を平等に扱って、住民自治、自分たちまち自分たちでつくと頑張っているわけなんです。

ただ、今おっしゃった社会福祉協議会との連携を密にすることは、各地のまちづくりにおいて、また自治振興会においても、今後は大変重要になると思います。確かに区長との関係はありますが、自治振興会が社会福祉協議会、ボランティアなど、あらゆる組織と協力していかなければならない、それが地域課題ではないかと思っています。

それと、課題は地域によって違います。高齢者が多いところはそれが地域課題になるし、そうでないところでも防災や防犯に、やはり地域振興会が関わっていかなければならない、こういうことが市民参画協働推進計画につながると思います。

#### ○吉田委員

私も市民協働事業提案制度を過去に活用したことがあります。また、経営コンサルタントが仕事ですから、NPOの設立や運営、資金の工面というところは今も大きく携わっております。そのうえでいうと、甲賀市市民参画・協働推進計画については、慎重にしていこうがよいと思っています。ただ否定するべきものではなくて、慎重にと感じております。

行政と市民という関係でいうと、最近、自治振興会は市職員を通して、市と話をしてほしいと言われ、私としては、そもそもの協働という話自体が怪しくなってきたと感じております。

この基本方針の中で、資料の3-3でも結局はまちづくり基本条例の少し間違っているというか、怪しい部分、市民、区・自治会、自治振興会等々の並びというか分け方については、やはり原点に戻ってしまいますから、話としては、ここを放置するのではなく、しっかりと議論して決めていくべきだと思っています。

私は区長と自治振興会会長の両方兼ねていますが、これを議論する中で地域ではこんな感じになっています。

例えば、安心安全のまちづくり、災害に強いまちづくり、福祉のまちづくり、子育てによるまちづくり、防災のまちづくり、犯罪を起こさないまちづくり、福祉のまちづくり、我がごと丸ごとのまちづくり、人権のまちづくり、若者によるまちづくり、住民自治によるまちづくり等々が市から一斉におりてきます。これを私たちの地域では、自治振興会で処理していくわけですが、私からすると単なるまちづくりです。市はそれぞれのまちづくりを検証されていますが、地域におりた段階で、まちづくり全部、各課と地域の各担当がやりとりして進めていくだけですから、こういう書き方になってしまうと、そもそも難しいと思っています。

実際にはそれを動かすことが大切なのですが、他市町の事例や他の成功例に甲賀市内で進められているもの、実際にやっていることの制度や考えが追いついてないのが問題

だと私は思っています。

私たちは、テーマ型の取り組みのことを、テーマに基づくテーマ型と思っていますが、私たちの活動は、地縁に基づくテーマ型です。自治振興会は地縁に基づき地域単位で活動するテーマ型です。もちろんテーマによるテーマ型の方もおられますが、我々もテーマ型です。福祉とか子育てとか防災とか全部やりますから。なので、この部分を間違えて書いてしまうと、現状上手くいっているものが上手くいかなくなったり、間違ったものがそのまま定着してしまうことが、すごく怖いなと思っています。

また、この計画を作る上でも、未来のことを書くのか、現状を落とし込むのかによっても大分変わってくると感じました。

ただ先ほど事務局が、自己決定・自己責任として、縛るのはよくないって言われました。活動するのは私たちですから、そういった意味ではあえて計画にしなくても、縛られなくてもいいのかなと思っています。

あともう一つ、楽しいっていうことは、まちづくりにおいて構わないと思います。ただ、自治振興会の中でも特に地縁型っていう部分に関しては、楽しくなくても、大変でも、独居の方がおられたら顔を出して訪問したり、事故や事件があれば警察と話をしたり、道路に穴があればそれらを埋めに行ったり、木が倒れそうな台風でも切りにいったり、行方不明者が出たらみんなで探しに行ったり、地域災害に備えて防災備蓄をしたりとか、やらなければならないことがたくさんあります。我々としては、人の命に関わる活動と思って活動しております。

これらはすべて市役所の福祉や公園管理、道路管理者、子育て課みたいに、市役所の課の数だけ地域には課題があって、日々活動しているんです。そういった意味では、書くときにはもう少しその部分を配慮していただければ非常に助かると思います。

私がいつも思うのは、先ほど田中さんも言われましたが、甲賀市域全域で活動されているテーマ型の方たちも、いずれかの地域の区民であり自治振興会の会員ですから、例えば自分たちのテーマに合ったところを担当していただければ十分に活動していけると思っています。ただ、やはりチェック機能がとても大事だと思っています。例えば行政監査です。議会の中でも自治振興交付金の使い方はどうなのか、といった話が出ています。行政監査をしているのだから、その辺はチェックしてください、ちゃんと共有してくださいと強く思いますが、そういった部分の情報共有もまだできてない状態で、進んでいないように感じております。なので、現場できちっとチェックできるのか甚だ疑問で、前に小委員会を作って話し合いをしたときにもチェック機能が大事だという話をさせていただいたと思うんですよ。例えばテーマに基づくテーマでも随意契約に関する問題に関して我々問題提起をしておりますけども、要はこのチェックなんだと思います。

もう一度、現状で書かれてあるもののうち、まちづくり基本条例が実際に現状ではどう機能しているのかとか、自治振興交付金と手引きがどう機能しているのかっていうチェックをしっかりとしてから、この計画の検討を進める方がいいのではないかと考えております。

#### ○中川委員長

今副委員長と相談していたんですが、計画をつくる前段階での基本的な思考と、その設計そのものを考え直さなければならないと思っています。

提案ですが、もうすでに先発して立派な計画作るっている自治体がいっぱいあるじゃ

ないですか。草津市も、東近江市もできている。近在では、例えば奈良市、当然、都市部では豊中市も持っている、そういう参画・協働の基本方針もしくは基本計画を少し集めていただきたい。そして、実際に集めたもののエッセンスを使って甲賀でどれが一番フィットするかということ、そういうセクションする作業を事務局、していただけますか。

それプラス、申し訳ありませんが、行政職員の研修をしていただきたい。というのは、参画と協働という言葉が本当に徹底しているとは思えないんです。それと併せて、その背景にある地方自治の両輪といわれる住民自治とは何かということと、団体自治は一体何を分担しているのかということ、これ日本の国土の北は北海道から南は沖縄まで全国共通のルールと、いわゆるローカルルールで二重構造になっていて、例えば、あそこの町では消防団なくなっていて、自治体消防が全部やらなければならない、みたいなところもあれば、非常に消防団がしっかりしているから、消防の本署は高規格車とはしご車、化学消防車だけ持っていればよく、残ったものは全部救急車に回せる、といった都市型の自治体もある。そういう団体自治と住民自治の両輪関係をもっと理解した上で、この計画を作るべきじゃないか。

その住民自治を担う二つの組織がこの自治振興会、あるいは区であったりするわけで、これは面的住民自治。もう一つは課題を解決しようという自発的な有識者市民の住民自治、そういう構造もきちっと示した上での基本計画にするべきではないだろうか、という気がしています。なんか議論が混線し過ぎています。

コミュニティだけを議論しているんじゃないです。NPOの議論もボランティアの議論もしましょう。どっちの優先順位が高いのか、みたいな話になるのはまずい。

そのちょうど中間にあたるような組織が社会福祉協議会なんですよ。社会福祉協議会は両方の役割を持っています。そういう意味では、社会福祉協議会は今コミュニティにもNPOにも、ちゃんと顔が見えているということです。

だけど、福祉だけでしょうか。保険も医療も、文化も教育も、消防防災安全防犯みんなそうじゃないの、ということをもう一回ばらして、点検してみて、地域コミュニティの課題はこれだけあります、それも地域で全部統一されているわけじゃない、強い地域もあれば弱い地域もあるということを押さえた上で、どうあるべきかという基本計画をつくったらもっとフィットするんじゃないか。

そこで提案です。この委員会自体もその議論をこれからもっとシャープにしていくために、皆さんも発言していただきたいけれど、まずはもう一度、参画と協働というのは何かということ、この自治基本条例が目指している世界って何だったのかということを経験し直さなければならぬのではありませんか。

これをきちっと、みんなで共有しないことには、この話は前に行かんと思いますよ。一度その機会を持ちませんか。併せて、今お話をさせていただいた各種の参画・協働の基本方針、計画書のすぐれたものを見せていただいて、それを甲賀でどうすれば適用できるかという議論に入ったほうがいいのではないのでしょうか。

もう一つ申し上げたいのは、奈良市や草津市の場合は、参画・協働の実践をするべき最大の義務を持っているのは行政なんです。ここに載っている甲賀市市民協働事業提案制度とありますが、反対に行政が市民に向かって、あるいは地域コミュニティ団体に向かって、我々はこんなことやりたいが受けて立ってくれる市民団体やボランティアはないか、ということをやする制度もあるんです。それは甲賀市にあるのでしょうかということ

ですね。

奈良市の場合は、トップバッターの市議会事務局から始まってラストバッターの消防本部に至るまで、参画協働の具体的事業例、あるいは組織例を全部報告する義務があって、毎年それをカードにして出してもらっています。例えば、図書館には図書館運営協議会があって、これが市民との協働組織です、公民館なら公民館運営審議会が市民との協働組織ですと全部出てきます。

奈良市なら、救急車の出せない安易な利用に、いかにしてブレーキかけることができるかということについて市民の提案を求めます、ということやってたんです。

大事件がありました。すり傷くらいで救急車を呼ぶようなまちでした。その結果、重篤な妊婦さんが、大阪国立病院へ行く手前のところで絶命されたんです。到着が遅れて。これは市民の意識の問題だということで、消防本部が市民自身にも問題意識を持ってくれ、どうしたらいいかと。よってそれからポスターが出回りました。これ市民に対する問題提起ですよ。そういう協働事例というのはもっとやらないといけません。だからそういう事例が奈良にもあるわけだし、草津にもあるわけだから、それを甲賀でどういうすれば制度化ができるか、ということも議論したらどうでしょう。

どうも自治振興会と区の話ばかりに責任がかぶされるとというイメージを皆さんお持ちになられますが、ちょっと違うと思います。

もう一度言います。基本は自治基本条例、その次には参画・協働に基づいた地域コミュニティ政策はどうあるべきなのか、あるいは市民NPO政策はどうあるべきか。行政の参画と協働に向けた行財政改革はどうあるべきなのか、この三本柱で計画を作るべきだと思います。

このついでに申し上げますと、西村さんと私がお出会いさせていただいたのは、東近江市の蒲生という地域の住民自治協議会、まちづくり協議会、そこに私は足かけ7、8年行っていますが、西村さんがその後半で蒲生地区のまちづくり計画をつくる時の助言者で出てこられました。これは環境省からの助成金、交付金が取れたんですよ。立派な計画です。これご覧になってください。これが本物のまちづくり計画やと見せてくれました。

PTAは何をする、婦人会は何をする、老人クラブは何をするというのがみんな載っているんですよ。主体、課題、仕事全部載っています。そういう事例も皆さん具体的な材料として、入手されるべきかと思います。

そういう具体例で、展開がはっきりしているところで、次回の議論をしませんか、そういうことを今日、問題提起させていただきたいと思います。その方が議論がシャープでかみ合うと思います。計画に関してはこのようにして、提案をしたい。副委員長と皆さんのご意見を伺いながら。

事務局の方から何かレスポンスございますか。

## ○事務局

計画づくりに委員の皆さんからご意見いただきました。大変ありがとうございます。決して急いで作っていくものではなく、慎重にというご意見も大事にしたいと思います。

委員長がおっしゃった他市の計画書や事例も含めて、フレームを考え直していきたいと思っております。



○事務局

行政職員に対する研修について、参画・協働といったことにつきましては、1回やれば終わりということではないので、そういった研修の場を設け、職員向けに継続して実施していくよう、検討させていただきたいと思います。

○中川委員長

奈良市は階層別に年間6日やっています。

それでは今日の意見交換はこの程度でよろしいでしょうか。

実施計画については本委員会としてはその策定に向けて、これからも意見を出していくこととします。その都度、たたき台や資料も提出されるということになります。

お願いしたいことは、今日もそうですが、みなさん当事者としてものをおっしゃってくださっていることが嬉しいです。評論家にならないように、血の通ったリアルな議論をしてください、ということです。

○西村副委員長

参考になる市町村が近隣にいっぱいあって、市民参加の活動がすごく活発な地域のことを少し学べば、かなり進んでいくと思います。

吉田さんが言ったように、今実際、甲賀市の中でボランティア、NPO、自治振興会がどこまで、どういうレベルで、何をやっているのか、どうなっているのか、ということをもう一度整理しておくほうがよいと思います。特に、行政の支援のあり方がすごく大切だと思っています。

その差が市町村ごとにかかなり出ていると思っていますので、行政の支援のあり方を含めて、どのレベルか、どういう問題があるのかということ整理し、おさえておいたほうがよいと思います。よろしくお願いします。

#### 4 その他

○事務局

委員長ありがとうございました。

資料ですけれども、1枚ものを見てください。これについては報告でございます。

現在、市内の自治振興会と旧町域ごとに意見交換会を開催しています。目的は地域共生社会と小規模多機能自治の推進、およびコロナ禍における活動状況についての意見交換を行っています。ここで出されたご意見については、次回の委員会で資料として皆様に報告をさせていただきたいと考えております。

○事務局

第3回会議の設定について、だいたい2ヶ月に1回のペースということで、1月の25日の週あたりで、ご相談させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【調整協議】**

では、1月25日月曜日の4時以降ということで設定させていただきます。場所等は追ってご連絡させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、甲賀市市民参画協働推進検討委員会第2回会議を閉会とさせていただきます。

＝以上＝